

市町村名 (市町村コード)	安曇野市 (202207)
地域名 (地域内農業集落名)	小倉地区 (北小倉集落、東小倉集落、南小倉集落、室町集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月5日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化による担い手不足。 ・中信平の配水管が老朽化し、敷設替え等が必要。・果樹地帯のため団地化が難しい。 ・農薬ドリフトの問題があることから団地化の検討も必要である。 ・凍霜害によりナシ・リンゴからの離農が進みぶどう・桃・栗などの栽培が増えてきた。 ・リンゴの日焼け被害が増えてきた。 ・季節労働者の確保。 ・松本市からの入作農家が増加している。 ・農地の相続が親族内でうまく行われていない場合があり、今後増加が懸念される。 <p>【地域の基礎的データ】 基幹的農業従事者数:304人(うち50歳代以下42人)、農事組合法人:1経営体、法人化している経営体:2経営体 主な作物:果樹、水稻、大豆、小麦、そば</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・アスパラガスの生産増加。 ・収益性の高い新たな作物の導入。 ・新たな担い手確保のための新規就農者育成。 ・果樹産地の維持。 ・中山間地の狭小な農地での少量多品目の野菜等の栽培推進。 ・気候変動に合わせた新しい栽培方法の確立、又は他品目への転換。 ・松本市在住の農家の認定農業者促進を図る。(広域認定を含む) ・あづみ農業協同組合と協力・連携により地域農業の活性化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	671 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	669 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<p>農業振興地域内の農用地区域及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。 既に貸借により耕作が行われている農地も併せて農業上の利用が行われる区域とする。 その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者、新規就農者並びに地区内外の専業農家等の多様な担い手を中心に団地面積の拡大を進めるとともに農業委員及び農地利用最適化推進委員と調整し、担い手への農地集積を進める。 果樹の場合、凍霜害を考慮すると農地の集約集積が適さない場合もあることを考慮する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。その際、農業委員及び農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
概ね基盤整備は完了しているが、担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 親元就農の促進を図り、将来の担い手の育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
ドローンによる共同防除の実施の拡大。 季節労働者の確保。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①集落による鳥獣被害対策の点検マップ(侵入防止柵及び檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくり、連絡網の整備、新たな捕獲人材の確保。
- ②土壌診断にもとづく環境にやさしい農業の実践
- ③担い手の負担軽減のため水田水管理システム、ドローンによる農薬散布、リモコン草刈機等の導入について検討を進める。
- ④国内の人口減少に伴う国内消費の減少に対応するために、積極的な輸出施策に取り組む。
- ⑤高密植新わい化の推進。
- ⑤改植事業の積極的な活用。
- ⑦多面的機能支払交付金事業と連携し、適切な農地の維持管理を行う。
- ⑧選果機の更新。
- ⑨飼料米及びWCSの推奨。
- ⑩兼業農家、定年帰農者等の農業を担う多様な人材へ野菜等栽培の取り組みを提案し、遊休農地解消及び直接販売の強化による農業所得の向上に取り組む。